



平成 29 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 雅 也  
(コード:6534、東証第二部)  
問 合 せ 先 グ ル ー プ 経 営 企 画 ユ ニ ッ ツ 社 長 室  
(TEL. 03-5449-6200(代))

### ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 27 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

##### I . ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役並びに当社子会社の取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまで株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値の向上に対する貢献意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしました。

##### II . 新株予約権の発行要領

###### 1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第9回株式報酬型新株予約権

###### 2. 新株予約権の総数

1, 000個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

###### 3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 3名 300個

当社子会社取締役及び執行役員 16名 700個

ただし、「執行役員」とは、従業員籍を有する執行役員をいう。

###### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、下記 14. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載

につき同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 6. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に、付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成29年7月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ ( $\sigma$ ) : 15年（平成14年7月15日から平成29年7月14日まで）の各取引日におけるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社および当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り ( $\lambda$ ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(·))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

また、当該払込金額については、金銭の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）が当社取締役の場合は、当社取締役が当社に対して有する報酬債権と払込債務とを相殺し、新株予約権者が当社子会社取締役及び執行役員の場合は、当社が当社子会社の報酬支払債務を受けた上で、当社子会社取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と払込債務とを相殺するものとする。

## 7. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月15日から平成59年7月14日までとする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役および従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成58年7月14日に至るまでに当社及びその全ての子会社において取締役および従業員の地位を全て喪失した日を迎えた場合には、平成58年7月15日から平成59年7月14日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、12.に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（12.に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ④ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

## 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 10. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 1 2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、7. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
9. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件  
8. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項  
10. に準じて決定する。

## 1 3. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

## 1 4. 新株予約権を割り当てる日

平成29年7月14日

1 5. その他

その他新株予約権の募集および割当てならびに新株予約権に関する諸手続の詳細等に関し、必要な事項の決定を代表取締役に一任する。

以 上